

# 新生児聴覚検査リファーマのファミリーサポート

## 1 概要

目的	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。そのことから、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、全ての新生児が聴覚検査を受けられるよう、区市町村による検査費用の公費負担制度の開始と併せ、東京都内の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項に規定する産婦人科、耳鼻咽喉科を標榜する施設（以下「分娩取扱医療機関等」という。）及び区市町村における体制整備の推進を図る。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 分娩取扱医療機関等における検査機器の購入を支援することにより、新生児聴覚検査の実施の促進を図る。なお、新生児聴覚検査とは、新生児期において先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査のことをいう。</li><li>2 区市町村における相談支援を担う保健師等専門職の配置を支援することにより、新生児聴覚検査の確実な受検を促進するとともに、検査結果がリファーマであった場合等の児及び家族に対する支援の充実を図る。</li></ol>
補助対象	<ol style="list-style-type: none"><li>1 分娩取扱医療機関等</li><li>2 区市町村</li></ol>
補助基準額	<ol style="list-style-type: none"><li>1 実施医療機関1か所あたり 3,000千円 (実施医療機関1か所につき1台を限度とする。)</li><li>2 区市町村1か所あたり 6,500千円</li></ol>
補助率	1/2
事業期間	平成31年度
根拠規定	新生児聴覚検査リファーマのファミリーサポート事業実施要綱（平成31年3月29日付30福保子家第2053号）

## <新生児聴覚検査リファーマのファミリーサポート実績>

### 令和元年度実績

- 分娩取扱医療機関等における検査機器の購入支援 ※12月末時点の実績

	医療機関数
内示	14

- 区市町村における相談支援を担う保健師等専門職の配置を支援

- ・交付申請(6月実施):申請自治体なし
- ・変更交付申請(11月実施):申請自治体なし